



山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月10日

山形県後期高齢者医療広域連合長 市川昭男

山形県後期高齢者医療広域連合規則第2号

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則
山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年形広連規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条中「様式第24号」を次のように改める。

第17条の第1項第2号中「山形社会保険事務局長」を「東北厚生局長」に改め、同条同項同号中「(平成11年10月20日保発第144号厚生省保険局長通知)」を「(平成20年9月22日保発第0922002号厚生労働省保険局長通知)」に改める。

第25条中「様式第33号」並びに「様式第35号」を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。